



RoHS 指令の適用除外用途の見直しに関する新たなプロジェクトを開始

欧州委員会からの委託に基づき、応用生態学研究所は2月4日、RoHS 指令附属書ⅢおよびⅣの追加・削除に向けた適用除外用途の 認定・更新・取消し申請の評価に関する新たなプロジェクトを開始したことを発表しました。

今回のプロジェクトでは、RoHS 指令附属書Ⅲに収載されている鉛を対象とした次の4つの適用除外項目の見直しが行われますが、継続等が認められなければ、適用除外用途としての使用が2016年7月21日に廃止されます。

[附属書Ⅲ No. : 内容]

- ・ 7(b) : サーバ、ストレージ、ストレージレイシステム、スイッチ、信号伝送用ネットワークインフラ機器、通信ネットワーク管理機器のはんだ中の鉛
- ・ 9(b) : 暖房・換気・空調・冷凍(HVACR)用途の冷媒含有コンプレッサの軸受胴と軸受筒に含まれる鉛
- ・ 13(a) : 光学的応用に用いられる白ガラス中の鉛
- ・ 3(b) : フィルターガラスおよび反射率標準に用いられるガラス中の鉛

当社では、製品分析に加えて、排水、環境水等の様々な分析について、長年の経験と実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成27年2月13日付 欧州委員会発表資料
化学分析箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 三酸化クロムの認可申請書類案を作成したことを発表](#)
- [2. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(中部環境ソリューション合同会社)
- [3. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(株式会社富士クリーン)
- [4. PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について](#)
- [5. 産業廃棄物処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況\(H.24 年度実績\)について](#)

水銀による環境汚染防止法案及び大気汚染防止法の一部改正法案の閣議決定について

平成27年3月10日、環境省は「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が政府により閣議決定されたことを報じました。

両法律案は、水銀による地球規模での環境汚染を防止することを目的とする「水銀に関する水俣条約」の担保措置等を講ずるものであり、第189回国会に提出し審議、成立する見通しです。

概要などは、以下の通りです。

(1) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
※経済産業省との共同提出

- [1] 計画の策定
- [2] 水銀鉱の掘採の禁止
- [3] 特定の水銀使用製品の製造等に関する措置
- [4] 特定の製造工程における水銀等の使用の禁止
- [5] 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止
- [6] 水銀等の貯蔵に関する措置
- [7] 水銀を含有する再生資源の管理に関する措置
- [8] その他

(2) 大気汚染防止法の一部を改正する法律案

- [1] 水銀排出施設に係る届出制度
- [2] 水銀等に係る排出基準の遵守義務等
- [3] 要排出抑制施設の設置者の自主的取組
- [4] その他

施行期日については、水銀による環境汚染防止法案は、条約が効力を生ずる日から(一部を除く)、大気汚染防止法の一部改正法案は、条約が効力を生ずる日から2年以内に政令で定める日から施行される予定です。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成27年3月10日付 環境省報道発表資料
化学分析箇所 竹下尚長



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014年4月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

お問合せはこちら